令和８年度国民年金システム標準化研究会ベンダー分科会
（第２回）　議事概要

日時：令和８年 10 月 16 日（金）　14：00～15：35
場所：オンライン開催
　　事務局設置会場：株式会社パソナ７階　会議室Ｇ（東京都港区南青山３－１－３０）

出席者（敬称略）
【構成員】

荒川　剛	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 主任
下田　祥子	株式会社ＲＫＫＣＳ 第１システム本部 子育てグループ グループ長
浅野　伸也	株式会社ＴＫＣ ユーザ・インターフェイス第一設計部 サブチーフ
三井　沙織	株式会社電算 開発本部 ソリューション１部 主幹
高見　幸司	富士通 Japan 株式会社 Public＆Education 事業本部 住民情報サービス事業部 シニアマネージャー
黒田　隆史	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第五部 第一グループ 主任技師

【オブザーバー】

津田　直彦	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
池端　桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
門田　大悟	デジタル庁 統括官付参事官付 主査
細川　敬太	総務省 自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
加藤　秀和	総務省 自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
安藤　吾朗	日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長
山田　哲康	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ長
帳山　昌一	日本年金機構 年金給付部 給付企画第１グループ長
前田　賢一郎	日本年金機構 システム企画部 システム企画第１グループ長
飯野　一浩	厚生労働省 大臣官房情報政策総括担当参事官室 室長補佐
島添　悟亨	厚生労働省 大臣官房情報政策総括担当参事官室 室長補佐
佐々木　光弘	厚生労働省 大臣官房情報政策総括担当参事官室 情報システム専門官
松浦　洋平	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐
八巻　純一	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官
久保田　孝生	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金自治体事務専門官
堀内　優成	厚生労働省 年金局事業管理課 主査

【議事次第】
１．開会
２．議事
（１）一部機能の経過措置対象機能精査
（２）標準仕様書改定に向けた討議
（３）今後のスケジュール及び予定
３．閉会

【意見交換(概要)】
１．開会
○ 本日はベンダー分科会であるため進行は事務局が務める。また、本日は研究会構成員のうちベンダー代表の皆様に加えオブザーバーが出席対象となっている。出席者の詳細は「令和８年度国民年金システム標準化研究会ベンダー分科会（第２回）_議事次第」の別紙１をご参照いただきたい。（事務局）
○ 事前配布資料として、議事次第、資料１、資料２、資料３、参考資料１、参考資料２を配布している。会議中は事務局にて資料を投影しながら説明するが、手元の資料も併せて確認いただきたい。（事務局）

２．議事
（１）一部機能の経過措置対象機能精査
○ 本報告の趣旨について、資料１のＰ４にて説明する。
今年度の取組テーマのうち、No. 7「一部機能の経過措置対象機能精査」を今回の討議対象とする。事前に実施した令和８年度の方針に関するヒアリングでは、構成員に各機能の実装区分について確認を行った。本日はヒアリング結果を踏まえ、対象機能を標準オプション機能へ変更するか、引き続き実装必須機能として維持するかについて意見を伺いたい。
（事務局）
○ 一部機能の経過措置対象機能の精査に関するヒアリング結果について、資料１のＰ５にて報告する。
デジタル庁の方針を踏まえ、現在一部のシステムで未実装となっている機能や帳票について、今後も実装必須として維持する必要があるのか、自治体及びベンダー構成員へヒアリングを実施した。本日は、その結果を踏まえた事務局案について説明する。（事務局）
○ 検討の背景について、資料１のＰ６にて説明する。
制度改正への優先対応等に伴う開発リソース不足などにより、現時点で一部の市区町村では 83 件の未実装機能と５件の未実装帳票が存在している。これらについて、実装しない場合の影響や運用回避策の妥当性を確認し、標準オプション機能への見直し要否を令和８年度中に判断した上で、令和９年１月末の標準仕様書改定へ反映させる予定である。
これらの未実装機能・未実装帳票に対し、事前に事務局にて標準オプション機能で対応可能と判断した 19 の機能と４つの帳票を対象に、構成員へ実装区分の見直しに関するヒアリングを実施した。その結果、すべての機能において、少なくとも１つの自治体又はベンダー構成員から実装必須のままを希望する意見があった。
構成員からの回答を踏まえた事務局案として、機能 ID：0260013、0260065 及び 0260073 の３機能に限り標準オプション機能へ変更し、それ以外の機能及び帳票については、引き続き実

装必須として据え置く方針である。３機能の具体的な見直し理由については、次ページ以降で説明する。（事務局）

○ 実装区分の見直しに関する討議について、資料１のＰ７からＰ９にて説明する。

資料１のＰ８には、今回ヒアリングを実施した機能の一覧、各構成員からの回答の集計結果及びヒアリング回答を踏まえた事務局案を記載している。事務局案として、機能 ID：0260013、0260065 及び 0260073 の３機能に限り標準オプション機能へ変更し、それ以外の未実装機能及び未実装帳票については、引き続き実装必須機能として据え置く方針である。今回、実装区分を見直すこととした３機能については、資料１のＰ10 以降に、それぞれの検討理由及び事務局案を記載している。（事務局）

○ 機能 ID：0260013「国内協力者情報を登録・修正・削除・照会できること」の実装区分の見直しについて、資料１のＰ10 にて説明する。

本機能は、海外居住者が任意加入手続を行う際、国内で代わりに手続等を行う国内協力者の情報を管理するための機能である。国内協力者情報は既存のメモ機能等で代替できるため、実装区分を標準オプション機能へ変更しても、業務への影響は低いと考えている。

自治体構成員及びベンダー構成員へのヒアリング結果は、実装必須が１件、標準オプション機能が７件、見直し希望なしが３件であった。実装必須とする意見では、国内協力者の管理自体は必要であり、メモによる運用はあくまで代替手段にすぎないため、専用機能として必須であるとの意見があった。一方、標準オプション機能への変更を支持する意見では、管理項目はおおむね 100 文字以内であり、メモ機能で十分に代替可能であること、在外任意加入の受付件数自体が多くないため、メモ入力による現場の負担も大きくないこと等、実務の実態に即した意見が多く寄せられた。

ヒアリング結果を踏まえた事務局案として、メモ機能による代替運用が現実的であるとの意見が多かったことから、本機能を標準オプション機能へ変更する方針である。また、実装必須を求める意見への対応として、被保険者のメモ情報の管理機能である機能 ID：0260031 の「要件の考え方・理由」欄に、本機能が実装されていない場合は、当該メモ機能を用いて国内協力者情報を管理する旨を追記する。これにより、システム仕様上も代替運用の方針を明確にし、業務に必要な情報管理を担保する想定である。（事務局）

○ 機能 ID：0260065「出力した帳票をイメージ（PDF 等）で保存できること」の実装区分の見直しについて、資料１のＰ11 にて説明する。

本機能については、帳票データが PDF 等でイメージ保存されない場合であっても、受け付けた帳票の情報自体はシステムに記録されると考えられるため、実装区分を標準オプション機能へ変更しても業務への影響は低いと見込んでいる。

自治体構成員及びベンダー構成員へのヒアリング結果は、実装必須が２件、標準オプション機能が６件、見直し希望なしが３件であった。実装必須とする意見では、現在利用しているシステムにおいて、出力した帳票を PDF で保存できる仕様となっていることが挙げられた。一方、標準オプション機能への変更を支持する意見では、システムへの入力が完了した時点で届出情報が更新され、システム保管から電子進達へ流れると想定されること、紙出力が可能な環境であれば、あえて電子化して保管する意義は低く、業務上の問題は生じないこと等が挙げられた。また、紙の帳票を保管しなければならない利用者もいるため、すべての市区町村に帳票をイメージ化するメリットがあるわけではないとの意見もあった。

ヒアリング結果を踏まえた事務局案として、本機能の実装区分を標準オプション機能へ変更する方向で進めたい。既に本機能を導入しているシステムに影響を及ぼすものではなく、帳

票をイメージ化することが各市区町村の運用と必ずしも合致しないとのヒアリング結果を踏まえ、自治体のニーズに合わせて選択できる標準オプション機能が妥当であると判断した。（事務局）

○ 機能 ID：0260073「住民記録システムの異動に係る情報を一覧で確認できること」の実装区分の見直しについて、資料１のＰ12 にて説明する。

本機能については、申請された内容を基に住民記録システムの住民情報を直接参照することで確認可能であり、事務運用に直ちに支障を来すものではないと考えたため、標準オプション機能への見直しを検討している。

自治体構成員及びベンダー構成員へのヒアリング結果は、実装必須が１件、標準オプション機能が７件、見直し希望なしが３件であった。実装必須とする意見では、現行の事務で本機能を使用しており、特定の異動事由を抽出した一覧に基づく業務が存在するため、一覧機能は必要であるとの意見があった。一方、標準オプション機能への変更を支持する意見では、標準化実施済みの自治体でも詳細な住民情報の確認には住民記録システム自体を使用していること、年金業務の全案件で住民記録システムを確認する必要はなく、使用頻度は限定的であること等が挙げられた。また、従前から住民記録システムを参照して業務を行っており、年金システム側ですべての住民基本台帳情報を判別できる必要性が高いとは言い切れないこと、申請に応じて必要な内容を確認する目的であれば、住民記録システムの住民情報を参照することで確認可能であるとの意見もあった。

ヒアリング結果を踏まえた事務局案として、住民記録システムの情報を直接参照することで対応できるとの意見が多く寄せられたことから、本機能の実装区分を標準オプション機能へ変更する方向で進めたいと考えている。

一部機能の経過措置対象機能の精査に関する事務局からの説明は以上である。（事務局）

○ 資料１のＰ８及びＰ９に記載した機能及び帳票のうち、事務局案では実装必須として据え置くものについて、標準オプション機能へ変更すべきとの意見があるか伺いたい。なお、標準オプション機能への変更を提案する３機能については、この後、それぞれの事務局案に対する意見を伺いたい。（事務局）

○ （構成員からの発言なし）

○ 実装必須として据え置く機能及び帳票について、構成員から意見はなかったため、事務局案のとおり、引き続き実装必須として維持する方向で検討を進める。（事務局）

○ 続いて、標準オプション機能への変更を提案する機能 ID：0260013「国内協力者情報を登録・修正・削除・照会できること」について、資料１のＰ10 に記載した事務局案に対する意見を伺いたい。メモ機能による代替運用が可能との意見が多かったことから、本機能を標準オプション機能へ変更するとともに、被保険者のメモ情報の管理機能に係る「要件の考え方・理由」欄に、国内協力者情報の管理に関する補足説明を追記する方針である。（事務局）

○ 国内協力者情報管理機能について、弊社では実装必須と回答していたが、標準オプション機能へ変更する方針に問題はない。メモ機能による代替は、機能を実装必須とするか標準オプション機能とするかではなく、当該機能をどのような方法で実現するかに関するものと考えていた。そのため、本機能を実装必須としたまま、メモ機能を用いて実現するとの解釈でも問題はないと考え、実装必須と回答したものである。（構成員）

○ 実装必須と回答した趣旨について理解した。また、国内協力者情報管理機能を標準オプション機能へ変更することについては、同意が得られたものと認識している。他の構成員から意見はなかったため、国内協力者情報管理機能を標準オプション機能へ変更するとともに、構

成員からの意見を踏まえ、被保険者のメモ情報の管理機能に係る「要件の考え方・理由」欄へ補足説明を追記する方向で見直しを進める。（事務局）

○ 続いて、機能 ID：0260065「出力した帳票をイメージ（PDF 等）で保存できること」について、資料１のＰ11 に記載した事務局案に対する意見を伺いたい。（事務局）

○ （構成員からの発言なし）

○ 構成員から意見はなかったため、出力した帳票をイメージ（PDF 等）で保存する機能を実装必須とする必要はないとの認識で一致し、本機能を標準オプション機能へ変更することについて、ベンダー分科会として同意が得られたものと認識している。事務局案のとおり、本機能を標準オプション機能へ変更する方向で進める。（事務局）

○ 次に機能 ID：0260073「住民記録システムの異動に係る情報を一覧で確認できること」について、資料１のＰ12 に記載した事務局案に対する意見を伺いたい。住民記録システムの情報を直接参照することで対応可能であることから、標準オプション機能への変更が妥当であると認識している。（事務局）

○ （構成員からの発言なし）

○ 構成員から意見はなかったため、本機能を標準オプション機能へ変更することについて、ベンダー分科会として同意が得られたものと認識している。事務局案のとおり、本機能を標準オプション機能へ変更する方向で進める。（事務局）

○ それでは議事「（１）一部機能の経過措置対象機能精査」を終了し、「（２）標準仕様書改定に向けた討議」に進める。（事務局）

（２）標準仕様書改定に向けた討議

○ 標準仕様書改定に向けた討議の進め方について、資料２のＰ４にて説明する。

本議事では、今年度の取組テーマのうち、No.１、８、２、３、４、５、６について討議する。まず、No.１、８、２、３については、令和９年１月末の標準仕様書改定への反映を想定していることから、今年度改定分として討議を行う。その後、No.４、５、６については、令和９年度以降の改定に向けた対応として区切って確認する。まずは、今年度改定分である No. １、８、２、３について、資料２のＰ６以降で説明する。（事務局）

○ 検討テーマの No.１「老齢基礎年金への子に係る加算の創設」について、資料２のＰ６にて説明する。

本件については、第１回ワーキングチーム及びベンダー分科会において、事務局から提示した仕様書改定案について特段問題ない旨の了承を得ている。一方、その後の調査及びヒアリングでは、一部の市区町村において、給付の裁定請求書に関する処理を自庁システムで行わず、紙で受け付けた申請書をそのまま年金事務所へ回付しており、加算対象者等の詳細項目をシステム上で管理していない実態が確認された。

そこで、本機能を標準仕様書に追加するに当たり、実装区分を実装必須機能とするか、標準オプション機能に留めるか、また、現行の運用実態がどのようになっているかについて、自治体構成員へ追加のヒアリングを実施した。

新機能の実装区分については、２つの自治体が実装必須、３つの自治体が標準オプションと回答し、意見が分かれる結果となった。実装必須とする意見では、標準仕様書上で老齢及び障害等の給付区分が一本化されているため、法定受託事務として障害基礎年金と同様に必須とすべきとの意見があった。一方、標準オプションとする意見では、WM で確認可能であり、実際の裁定件数も年 20 件以下と少ないため、標準オプション機能で十分であるとの理由が挙げ

られた。
子の情報等の管理状況については、自庁システムで管理している自治体が３団体ある一方、紙の回付帳票のみで管理している自治体や、システムによる管理自体を行っていない自治体があることを確認した。ヒアリング結果を踏まえた事務局の改定案については、資料２の次ページにて説明する。（事務局）

○ 事務局の対応方針について、資料２のＰ７にて説明する。
現行の標準仕様書では、既存の遺族基礎年金における子の加算管理機能である機能 ID：0260485 が実装必須機能として定義されている。今回新設する老齢及び障害の子加算のみを標準オプション機能とした場合、同じ給付事務及び子の加算管理でありながら、機能区分及び仕様に不整合が生じる。このため、仕様全体の整合性を担保する観点から、本機能についても実装必須機能として整理することが適切であると判断した。
具体的な仕様改定については、前回の会議で提示した内容から変更はなく、既存の機能 ID とは別に新規 ID を採番し、管理項目として老齢及び障害に係る子の加算対象者を規定した上で、適合基準日を令和 10 年４月１日とする案である。検討テーマの No.１「老齢基礎年金への子に係る加算の創設」に関する説明は以上となる。（事務局）

○ 検討テーマの No.８「国民年金保険料の免除等制度等におけるひとり親控除額の引き上げ」について、資料２のＰ８にて説明する。
第１回ベンダー分科会では、主に３点の意見があった。１点目は、システム改修を伴う変更であるため、「要件の考え方」欄への追記ではなく、機能 ID を新規採番すべきとの意見である。２点目は、適合基準日を単に令和 10 年４月１日へ書き換えると、令和８年時点の適合性に疑義が生じかねないとの懸念である。３点目は、自治体における免除審査の実務が例年夏頃から開始される実態に合わせ、開発平準化の観点から適合基準日の設定に配慮してほしいとの要望である。（事務局）

○ 事務局の対応方針について説明する。
適合基準日については、審査事務が個人住民税の所得確定後の７月以降に開始される実態を考慮し、制度施行日である令和 10 年４月１日以降の適用も許容する規定とする。具体的には、各市町村が令和 10 年度に最初に審査事務を実施する日、実質的には令和 10 年６月末までを想定した規定に見直す。また、採番ルールについては、機能 ID を新規採番し、機能要件欄に控除額が変更される旨を明記することで、改修対象及び適用時期を明確にする。（事務局）

○ 事務局の対応方針の続き及び自治体構成員へ実施したヒアリング結果について、資料２のＰ９にて説明する。
前ページで説明した令和８年と令和 10 年の適用関係について、既存の機能 ID の適合基準日をそのまま変更した場合、現在の機能要件まで令和 10 年まで対応不要であるとの誤解を招く可能性がある。このため、既存の控除額要件と新たな控除額要件について、それぞれに対応する適合基準日を明確に書き分ける方針である。
また、今回の控除見直しに関連して確認事項となった「20 歳前障害基礎年金の支給停止に係る機能要件」について、受給者の所得情報等の管理実態及び標準機能としての必要性を確認するため、自治体構成員へヒアリングを実施した。
ヒアリングの結果、受給者の所得情報等を自庁システムで管理している自治体は１団体であり、残りの４団体はシステム管理を行っていなかった。また、標準仕様書への追加要否については、所得審査事務を理由に１つの自治体から実装必須との回答があった一方、２つの自治体からは標準オプション機能との回答があった。その理由として、年金事務所への確認、WM

による確認及び税情報の確認により対応可能であるとの意見があった。実装不要とする回答があった自治体からは、連名簿提出が不要となった現在では、システムで所得審査を行う必要性は薄いとの意見があり、意見が分かれる結果となった。（事務局）

○ 20 歳前障害基礎年金の支給停止に係る機能要件の確認・整備について、ベンダー構成員へ実施したヒアリング結果及び事務局案を資料２のＰ10 にて説明する。

ベンダー各社におけるパッケージの実装状況については、回答のあった５社のうち、２社が 20 歳前障害基礎年金受給者を登録及び管理可能と回答し、３社が未実装と回答した。

標準要件化の必要性については、実装必須と回答したベンダーはなく、２社が標準オプション機能、３社が実装不要と回答した。実装不要とする理由として、年金生活者支援給付金の所得情報管理機能で代替可能であること等が挙げられた。また、本機能を実装必須とした場合の影響について確認したところ、開発工数は３人月から最大１年程度を要する見込みであり、開発スケジュールの逼迫を懸念する意見が多く寄せられた。

自治体及びベンダー双方の実態を総合的に勘案し、事務局案として、本機能を標準オプション機能として定義する方針である。既に標準オプション機能として収録されている「障害基礎年金・所得状況届」の帳票を出力する際、控除後所得の管理を必要とする自治体及びベンダーの運用を担保するためである。これらの対応方針を踏まえた仕様書の改定案について、資料２のＰ11 及びＰ12 にて説明する。（事務局）

○ 対応方針を踏まえた事務局案について、資料２のＰ11 にて説明する。

黒字で記載している既存の機能要件に対し、青字で記載した箇所が追記部分である。表の２行目、４行目、６行目及び８行目は、資料２のＰ８で説明した対応方針に基づき、２つの機能 ID を新規採番した上で、「機能要件」欄に該当機能の控除額が変更される旨を記載している。表の５行目については、20 歳前障害基礎年金に係る控除額を管理する機能として、資料２のＰ10 で説明した対応方針に基づき、標準オプション機能として追加したものである。（事務局）

○ 事務局案の続きについて、資料２のＰ12 にて説明する。

実装必須機能である免除等の判定に係る情報として、各控除額の登録・修正・削除・照会を行う機能についても、資料２のＰ８で説明した対応方針を踏まえ、適合基準日を制度施行日後の適用も許容する規定へ変更する。また、機能 ID を新規採番した上で、「機能要件」欄に控除額が変更される旨を記載し、それぞれに対応する適合基準日を設けることで、令和８年４月１日時点と令和 10 年４月１日時点の適用関係を明確にしている。

これらの事務局案を踏まえ、標準仕様書の改定に向けた議論を進めたい。検討テーマの No. ８「国民年金保険料の免除等制度等におけるひとり親控除額の引き上げ」に関する説明は以上である。（事務局）

○ 検討テーマの No. ２「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充について、資料２のＰ13 にて説明する。

第１回ワーキングチームでは、障害福祉課等の他部署からの案内・紹介といった「相談のきっかけ」を記録したいとの要望があった。これは、協力連携事務における交付金実績をカウントし、監査・審査時の根拠として活用している実態に基づくものである。一方、システムの複雑化を防ぐため、専用の自動集計機能を設けない場合においても、相談件数等を集計するためのデータ抽出・EUC 機能が担保されるかとの確認があった。

これらの意見を踏まえ、交付金算定の根拠となる「相談のきっかけ」の管理項目を追加する。ただし、入力内容が煩雑にならないよう、交付金算定対象となる障害者手帳を所管する関係

部局である障害福祉課や生活福祉課等からの案内の有無を識別できる、簡潔な管理項目及び選択肢に限定して定義する。

データの抽出・集計機能については、個別の集計機能を設けず、標準仕様書に既に記載されている EUC 機能である機能 ID：0260049 を活用する。基本データリストの取扱項目として、今回の相談事項に関連する管理項目を明記することにより、データ要件及び連携要件へ反映し、EUC 機能を用いて各自治体で必要な集計を行うことを可能とする。これらの対応方針を踏まえた仕様書改定案について、資料２のＰ14 にて説明する。（事務局）

○ 相談のきっかけに関する項目の追加案について、資料２のＰ14 にて説明する。

新たな管理項目として「障害者手帳所管部局からの案内有無」を設け、交付金算定の対象となる庁内の障害者手帳を所管する障害福祉課、生活福祉課等の関係部局からの案内の有無を識別できるようにする想定である。

これらの事務局案を踏まえ、標準仕様書の改定に向けた議論を進めたい。検討テーマの No. ２「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充（年金相談）に関する説明は以上である。（事務局）

○ 検討テーマの No. ３「標準化後の「16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数」の確認方法」に関する討議内容及び対応方針について、資料２のＰ15 にて説明する。

第１回ワーキングチーム及びベンダー分科会では、事務局の仕様書改定案について問題ない旨の了承を得た。その上で、具体的な実務運用に関し、生年月日が不詳で年齢をシステムで算出できない対象者の取扱いと、個人住民税システム及び住民記録システムの世帯構成に相違があった場合に、職員へ確認を促すアラート機能の要否について、２点の質疑及び指摘があった。

生年月日不詳等の例外ケースについては、当該機能が両システム間の自動連携を必須としておらず、申立書等に基づく手入力運用を前提としている。そのため、データから年齢を算出できない場合は、従来どおり申請者から提出された申立書や書類に基づき、画面上の手動入力及び修正により対応する運用が望ましいと考えている。

世帯構成の不整合時におけるチェック機能については、国民年金制度では所得税法に規定される扶養親族の考え方を踏まえると、必ずしも同一住所又は同一世帯でなくても扶養親族となる場合が制度上存在する。このため、個人住民税システムと住民記録システムとの間で世帯構成に相違があった場合でも、直ちに不具合やエラーとはならないことから、システムによるアラート機能は不要であると整理した。これらの対応方針を踏まえた仕様書改定案について、資料２のＰ16 にて説明する。（事務局）

○ 機能要件に関する改定案について、資料２のＰ16 にて説明する。

前回のワーキングチーム及びベンダー分科会からの変更点はなく、改定案には前ページまでに説明した内容を追記している。

前提として、「市区町村の保有する書類等または本人の申立書により確認した人数を登録する。」と記載している。また、住民税システム及び住民記録システムからの連携により人数を登録する場合は、「被扶養者_宛名番号」の情報を基に、氏名及び生年月日を用いて 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数を算出することを明記している。

これらの事務局案を踏まえ、改めて標準仕様書の改定に向けた議論を進めたい。検討テーマの No. ３「標準化後の「16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数」の確認方法」に関する説明は以上である。（事務局）

○ No. １「老齢基礎年金への子に係る加算の創設」について、追加ヒアリングの結果を踏まえ、

今回追加する機能を実装必須機能として整理し、資料２のＰ７に記載した改定案のとおり進めたい。資料２のＰ６及びＰ７に記載した事務局案に対する意見を伺いたい。（事務局）

○ 本機能を実装必須機能とすることに異論はない。一方、弊社の顧客へ確認したところ、実態として本機能を使用しないとする自治体が相当数あり、実装必須機能として提供された場合でも、本機能を使用しないとの意見があった。実装必須機能として提供する方針で問題ないが、このような運用実態があることを共有する。（構成員）

○ 本機能を使用しない理由について、自治体の規模等により子に係る加算の対象となる事例がないためか、又はシステムを使用せずに運用することを想定しているためか確認したい。（事務局）

○ 比較的規模の大きい自治体からの意見であり、実際には本機能を用いて自庁システム上で管理しない運用であると認識している。（構成員）

○ 本機能を自庁システム上で管理しない自治体があることを念頭に置きつつ、他の構成員から意見はなかったため、事務局案のとおり、本機能を実装必須機能として標準仕様書へ反映する方向で議論を進める。（事務局）

○ No.８「国民年金保険料の免除等制度等におけるひとり親控除額の引き上げ」について、資料２のＰ８からＰ12 に記載した対応方針及び機能要件の改定案に対する意見を伺いたい。
前回のベンダー分科会での意見を踏まえ、適合基準日の記載、機能 ID の新規採番並びに令和８年４月１日時点及び令和 10 年４月１日時点の適用関係を明記している。また、20 歳前障害基礎年金に係る機能については、標準オプション機能として定義する形で改めて整理している。（事務局）

○ 標準オプション機能とすることに異議はない。一方、ひとり親控除額を 35 万円から 38 万円へ変更する旨を新規の機能要件として設けることについては、他の機能要件と比較して記載のレベル感が異なり、見た目に違和感がある。現行の控除額を 35 万円とすることが機能要件に記載されていない中で、35 万円から 38 万円へ変更する旨を新たな機能要件として設けることにも違和感がある。従前の記載又は「要件の考え方・理由」欄へ記載する形でもよかったのではないか。（構成員）

○ ひとり親控除額を 35 万円から 38 万円へ変更する旨の記載について、他の機能要件と比較した場合に記載の粒度が異なり、見た目に違和感があるとの意見であると理解した。「要件の考え方・理由」欄へ記載することには違和感があるとの意見や、分けた方がよいとの指摘も個別に受けていたことから、事務局として今回の形に整理した。要件の変更自体については異論がないものと認識している。記載方法については、今後の議論において構成員からの意見を伺いながら、見直すべき箇所は見直すこととし、現時点では事務局案の要件で進める。他の構成員から意見はなかったため、要件自体については異論がないものとして進める。記載方法については、今後も構成員から意見を伺いながら整理する。（事務局）

○ No.２「被保険者・受給者情報管理機能の拡充」について、資料２のＰ13 及びＰ14 に記載した変更内容に対する意見を伺いたい。
前回のワーキングチーム及びベンダー分科会における意見を踏まえ、相談のきっかけとなる項目を追加している。また、抽出・集計については既存の EUC 機能で対応できるため、新たな要件は設けない整理とし、資料２のＰ14 に記載した要件案としている。当該変更内容に対する意見を伺いたい。（事務局）

○ （構成員からの発言なし）

○ 構成員から意見はなかったため、事務局案のとおり進める。（事務局）

○No. 3「標準化後の 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数の確認方法」について、資料２のＰ15 及びＰ16 に記載した対応方針及び改定案に対する意見を伺いたい。
前回のワーキングチームでは特段の意見はなかったが、ベンダー分科会では一部の例外ケースについて意見があったため、事務局で追加の確認を行った。例外ケースについては運用の中で対応することとし、アラート機能については現時点では不要と整理している。（事務局）
○標準オプション機能であることに異存はない。資料２のＰ15 に記載されたアラート機能は不要との整理について、当該アラート機能を搭載不可とする趣旨であるのか、又は既に搭載している場合はそのまま残してもよいのか確認したい。（構成員）
○アラートが表示された場合は、表示内容を踏まえて情報が正しいかを確認することとなる。一方、所得税法に規定する扶養親族の考え方を踏まえると、アラートが表示された場合でも、確認の結果、正しいケースとなることが想定される。このため、アラート機能を設けることは過剰ではないかとの考えから、事務局では不要と整理した。（事務局）
○顧客によって意見は異なると考えるが、既に搭載しているアラート機能を残すことができるのか確認したい。搭載不可である場合は、当該機能を削除する必要があると考えている。（構成員）
○個人住民税システム又は住民記録システムに同様の機能があり、当該機能が他の機能に働きかけるものであれば、残しても問題ないと考える。一方、国民年金システムについては、当該機能は必要ないとの考えである。（年金局）
○今回の質問は、住民記録システムと個人住民税システムとの間における、国民年金システム以外のアラート機能に関するものか確認したい。（事務局）
○確認したいのは国民年金システムに搭載している機能についてである。例えば、免除申請書を作成する際に、税情報の確認を促すメッセージを表示している。また、年金生活者支援給付金については、確認が必要な対象者の一覧表を出力している。これらの機能を削除しなければならないのか、又は残すことができるのかを確認したい。残すことが可能であれば、顧客へのサービスとなるほか、弊社の対応工数も軽減されるため、現行のまま残したい。（構成員）
○標準仕様書はホワイトリスト形式であるため、原則として標準仕様書に記載されていない機能は実装できない。必要な機能であれば、要件として記載する必要がある。他の自治体又は構成員からも同様の要望があれば、標準仕様書への記載を検討する必要があるが、現時点では他の要望は受けていない。（事務局）
○現時点では、当該アラート機能を廃止する必要があるものと理解した。必要に応じて、別の機会に改めて確認したい。（構成員）
○今回は第２回ベンダー分科会として、事務局案のとおり進めたい。今後、第２回研究会及び全国意見照会において、他の事業者又は自治体から同様の意見があった場合は、改めて当該機能の必要性を検討することが可能であるため、その段階で改めて議論したい。（事務局）
○承知した。現時点では、当該アラート機能を廃止する必要があるものと受け止める。（構成員）
○他の構成員から意見はなかったため、アラート機能に関する意見は付帯意見として記録した上で、今回のベンダー分科会としては、資料２のＰ16 に記載した要件及び考え方により対応を進める。（事務局）
○令和９年度以降の改定に向けた対応について、資料２のＰ17 以降にて説明する。今年度の取組テーマ No. ４、５、６について確認したい。なお、No. ６は No. ６－１から No. ６－４までの４項目に分かれている。各取組テーマは引き続き検討するものが中心となるが、一部には今年

度の改定へ反映する事項や、今年度中に結論を出すべき事項もあるため、これらを含めて説明する。（事務局）

○ 令和９年度以降の改定に向けた対応について、資料２のＰ17 及びＰ18 にて説明する。

第１回ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえ、今年度の議題として取り上げた５つの検討テーマに対する今後の対応案を順に説明する。

１点目は、No. ４及び No. ５の「住記システムからの連携情報の簡素化に伴う影響・住基法施行令第５条に定める年金情報の連携」についてである。これらは市区町村の業務実態を踏まえ、住民記録システムからの連携項目について関係省庁との調整を検討する方針としていた。現在、総務省及びデジタル庁へ連携項目の調整を依頼しており、項目の精査自体も令和９年度以降、継続して行う。

２点目は、No. ６－１「３号から１号への種別変更に関するシステム対応化」についてである。種別変更の処理自体に大きな支障はないものの、WM の使用頻度が増加することや、履歴が確認できないこと等の意見を踏まえ、第３号記録の照会機能を標準オプション機能として追加する方針を示していた。ベンダー構成員に作業負荷等を確認した結果を踏まえ、機能 ID：0260012 を標準オプション機能とし、令和９年１月末の標準仕様書改定へ反映する。

３点目は、No. ６－２「所得情報提供関連機能の実装区分見直し」についてである。当該機能群を実装不可とする方向で検討しており、ベンダー構成員には機能削除に向けた適切な適合基準日について意見を伺う予定である。今後は当該機能群を実装不可と定めた上で、実際の機能削除に向けた適合基準日の検討を令和９年度以降も継続して行う。

４点目は、No. ６－３「管理項目『処理結果受理年月日』の取扱い」についてである。システム上の厳格な管理は求めないことを前提として、当該項目を据え置くか削除するかについて意見を伺った。今後の対応として、当該機能群を標準オプション機能として据え置き、仕様書の見直しは行わない方針である。

５点目は、No. ６－４「免除申請書等の左上欄のシステム印字化検討」についてである。本人確認の観点から氏名の印字は求めず、その他の項目を印字出力できるよう検討を進めている。ベンダー構成員からは、実装負担の大きさを考慮し、印字項目、印字位置等の具体的な要件について、令和９年度以降も継続して検討してほしいとの意見があった。今後は、印字項目や印字位置等の具体的な要件について、令和９年度以降も継続して検討する。

各検討テーマに対する要望、前回のワーキングチーム及びベンダー分科会での意見並びに対応事項については、資料２のＰ19 以降にまとめている。（事務局）

○ No. ４及び No. ５「住記システムからの連携情報の簡素化に伴う影響」に関する検討状況について、資料２のＰ19 にて説明する。

国民年金事務に必要な資格情報や異動理由を住民記録システムから連携できるようにしてほしいとの要望があり、情報が連携されない場合、資格確認や変更理由の調査に手入力が必要となり、現場の事務負担が増加しているとの指摘があった。

第１回ワーキングチームでは、住民記録システムの標準化によって、従来連携されていた情報や職権消除の理由等がシステム上で確認できなくなり、資格喪失日の判断等に実務上の支障が生じているため、住民記録システム内に存在する国民年金事務に必要な情報を、連携項目へ追加してほしいとの意見があった。

第１回ベンダー分科会では、実務上必要な項目を確認した上で調整を進める方針で問題ないとの意見があった一方、住民記録システム側にどこまでの対応及び改修を求めるべきかについて、検討に苦慮しているとの意見もあった。

これらの自治体における実態及びベンダー構成員の意見を踏まえ、住民記録システムから国民年金システムへの連携項目について、関係省庁への調整依頼を進めている。本課題については、令和９年度以降も連携項目の精査を継続して進める。（事務局）

○No.６－１「３号から１号への種別変更に関するシステム対応化」の検討状況について、資料２のＰ20にて説明する。

現在の標準仕様では、３号被保険者情報をシステム上で直接確認できず、WM での確認又はハードコピーの印字が必要となっていることから、システム上で確認できるよう、標準オプション機能へ変更してほしいとの要望があった。

第１回ワーキングチームでは、実務上の支障は生じていないとの意見や、第３号被保険者は市の管理対象外としているため、資格取得等の別処理で代替したり、備考欄を活用したりする運用により、特段の問題なく対応できているとの意見があった。一方、新システムに機能がないことで、実際の窓口対応やデータ送受信に問題が生じていないか確認したいとの懸念も示された。第１回ベンダー分科会では、希望する自治体が利用できる標準オプション機能として追加することがよいとの意見があった。

自治体及びベンダー構成員双方の実態及び意見を踏まえ、代替運用により種別変更の処理自体に支障は生じていない一方、WM の使用頻度が増加して負担となることや、履歴が確認できず不便であるとの意見もあることから、事務局案として、第３号被保険者の記録を照会する機能を標準オプション機能として追加したい。具体的な仕様書の改定案については、資料２のＰ21にて説明する。（事務局）

○No.６－１「３号から１号への種別変更に関するシステム対応化」に係る事務局案について、資料２のＰ21にて説明する。

従前は、機能 ID：0260012 において、第２号被保険者及び第３号被保険者の資格照会ができることとして機能要件を定めていた。今回、当該機能を分割し、第２号被保険者の資格情報を管理できる機能を実装不可として定めるとともに、第３号被保険者の資格照会ができる機能を標準オプション機能として定める改定案である。

これらの事務局案を踏まえ、標準仕様書の改定に向けた議論を進めたい。No.６－１「３号から１号への種別変更に関するシステム対応化」に関する説明は以上である。（事務局）

○No.６－２「所得情報提供関連機能の実装区分見直し」に関する対応案について、資料２のＰ22にて説明する。現在、日本年金機構が受給者の所得情報を直接取得する運用へ移行していることに伴い、市区町村が電子媒体による情報連携を行う必要がなくなったため、該当する一連の所得情報提供関連機能について、実装区分を「実装不可」、すなわち標準機能から削除してほしいとの要望があった。

第１回ワーキングチームでは、自治体構成員から、基本的には機能削除に賛同する一方、日本年金機構側で所得情報を取得できなかった対象者については、毎年秋頃に紙媒体による所得照会が届いており、回答に係る負担が大きいことから、既存機能そのものの存続は強く希望しないものの、手作業による回答作成の負担を軽減するため、照会及び回答をデータ連携できるツール等を別途検討してほしいとの意見があった。

第１回ベンダー分科会では、当該機能群を実装不可としても自社への影響はないとの見解が示された。一方、実際に機能を削除するためには、対象機能全体で最短でも１か月以上の工数を要する見込みであることから、具体的な実施時期については別途検討が必要であるとの指摘があった。

自治体及びベンダー構成員双方の意見を踏まえ、当該機能群を実装不可とする方向で検討を

進めたい。また、実際の機能削除に向けた適合基準日については、令和９年度以降も継続して検討する。（事務局）

○No.６－３「管理項目「処理結果受理年月日」の取扱い」に関する検討状況について、資料２のＰ23にて説明する。

産前産後免除等の機能において管理項目となっている「処理結果受理年月日」について、取扱いの見直し要望があった。本項目がシステム上で実質的に活用されておらず、現場では紙やExcel等で管理されている、又は管理されていない実態があることが理由である。

この実態を踏まえ、本項目を据え置くべきか、削除すべきかについて構成員へ確認したところ、第１回ワーキングチームでは、自治体構成員から特段の意見はなかった。一方、第１回ベンダー分科会では、管理項目を標準オプション機能として据え置く方がよいとの明確な意見があった。また、本項目を削除する場合であっても、システム改修には相応の期間及び工数を要するため、実施時期への配慮が必要であるとの意見があった。

これらの意見を踏まえ、本項目についてシステム上での厳密な管理は求めないこととした上で、項目の削除は行わず、標準オプション機能として据え置く方針である。（事務局）

○No.６－４「免除申請書等の左上欄のシステム印字化検討」に関する討議状況について、資料２のＰ24にて説明する。

免除申請書等の左上欄について、氏名以外の項目をシステムから印字できるようにしてほしいとの要望があった。住所や郵便番号等を都度手書きすることが、申請者本人及び窓口担当者の双方にとって大きな事務負担となっていることが理由である。

第１回ワーキングチームでは、本人確認の観点から氏名の自動印字は不要であるものの、住所や郵便番号等は住民基本台帳情報を基に印字できる仕様が望ましいとの意見があった。特に、外国籍の住民の氏名等は確認及び記入に係る負担が大きいことから、自動印字による受付時間の短縮及び円滑な対応が期待されるとの意見があった。

第１回ベンダー分科会では、機能追加自体に反対はなく、氏名以外の項目を自動印字できるようにすることでよいとの意見があった。一方、印字エリアの狭さ、フォントサイズ及び文字数等を考慮した仕様とする必要があること、開発負担が大きく変わるため、十分な余裕を持ったスケジュールとしてほしいこと等、実装に向けた技術面及び工数面の懸念が示された。

自治体構成員及びベンダー構成員双方の意見を踏まえ、本人確認の観点から氏名の印字は求めず、それ以外の項目を印字出力できるよう検討を進める。印字項目、印字位置等の具体的な要件及び適合基準日の設定については、令和９年度以降も継続して検討する。各検討テーマに対する事務局からの対応案に関する説明は以上である。（事務局）

○資料２のＰ17以降に記載された「令和９年度の改定に向けた対応」について、「令和９年度以降の改定に向けた対応」へ表記を訂正する。資料２のＰ18以降に記載したNo.４、No.５及びNo.６－１からNo.６－４までについて、順に意見を伺いたい。（事務局）

○No.４及びNo.５の「住記システムからの連携情報の簡素化に伴う影響・住基法施行令第５条に定める年金情報の連携」について、資料２のＰ18に記載した現状及び今後の対応に対する意見を伺いたい。

現在、デジタル庁及び総務省との調整に着手しており、どのような情報連携が可能であるかを確認した上で、改めて構成員へ意見を伺う予定である。このため、令和９年度以降も継続して検討を進めたい。（事務局）

○（構成員からの発言なし）

○構成員から意見はなかったため、事務局案のとおり、令和９年度以降も引き続き検討及び整

理を進める。（事務局）
○No.６－１「３号から１号への種別変更に関するシステム対応化」について、資料２のＰ20 及びＰ21 に記載した対応方針及び改定案に対する意見を伺いたい。
本件は令和９年度以降の改定に向けた対応として整理していたが、第３号被保険者の記録を照会する機能については、構成員からの要望及び意見を踏まえ、標準仕様書へ掲載することが適切であると考えている。このため、現行の機能要件を第２号被保険者と第３号被保険者に分け、第３号被保険者の資格照会ができる機能を標準オプション機能として追加し、今年度の標準仕様書改定へ反映する方針である。（事務局）
○（構成員からの発言なし）
○構成員から意見はなかったため、第３号被保険者の資格照会ができる機能を標準オプション機能として追加し、今年度の標準仕様書改定へ反映する方向で、引き続き整理を進める。（事務局）
○No.６－２「所得情報提供関連機能の実装区分見直し」について、資料２のＰ22 に記載した対応方針に対する意見を伺いたい。
当該機能群を実装不可とする方向で整理を進めることについては問題ないと考えている。一方、機能を削除するために必要となる工数及び期間については引き続き調整が必要であるため、機能削除の時期については、令和９年度以降も継続して検討する方針である。（事務局）
○（構成員からの発言なし）
○構成員から意見はなかったため、事務局案のとおり、当該機能群を実装不可とする方向で整理を進めるとともに、機能削除の時期について令和９年度以降も引き続き検討する。（事務局）
○No.６－３「管理項目『処理結果受理年月日』の取扱い」について、資料２のＰ23 に記載した対応方針に対する意見を伺いたい。
第１回ワーキングチームでは特段の意見はなかったが、第１回ベンダー分科会では、本項目を標準オプション機能として据え置く方がよいとの意見があった。このため、標準仕様書の見直しは行わず、現状の機能のまま据え置くことを今年度の結論としたい。（事務局）
○（構成員からの発言なし）
○構成員から意見はなかった。前回のベンダー分科会で構成員から寄せられた意見とも相違がなく、違和感のない内容であると認識しているため、事務局案のとおり、標準仕様書の見直しは行わず、現状の機能のまま据え置く方向で進める。（事務局）
○No.６－４「免除申請書等の左上欄のシステム印字化検討」について、資料２のＰ24 に記載した対応方針に対する意見を伺いたい。
前回のワーキングチーム及びベンダー分科会では、印字項目、印字位置等の具体的な要件を十分に検討する必要があることや、印字機能の実装には一定の工数を要するため、事業者からの意見を踏まえて対応時期を決定する必要があるとの意見があった。印字化に向けた検討は進めることとするが、具体的な仕様及び対応時期については継続して議論する必要があるため、令和９年度以降も検討を継続することを今年度の結論としたい。（事務局）
○（構成員からの発言なし）
○構成員から意見はなかったため、印字化に向けた検討を進めるとともに、具体的な仕様及び対応時期について令和９年度以降も引き続き検討する。それでは議事「（２）標準仕様書改定に向けた討議」を終了し、「（３）今後のスケジュール及び予定」に移行する。（事務局）

（３）今後のスケジュール及び予定

○ 今後のスケジュール及び予定について、資料３のＰ２にて説明する。
10 月 20 日に第２回ワーキングチームを開催し、本日説明した内容と同様の内容について自治体構成員から意見を伺う予定である。その結果を取りまとめ、11 月 12 日に開催予定の第２回研究会において、第２回ワーキングチーム及び第２回ベンダー分科会の討議内容を振り返るとともに、その後の意見照会に付す標準仕様書の改定案を提示し、構成員に確認いただく予定である。（事務局）

○ 第２回研究会の開催後、11 月下旬から 12 月にかけて全国の自治体を対象とした意見照会を実施する。全国の自治体から寄せられた意見を集約した上で、最終的な標準仕様書の改定案について構成員と協議し、その結果を踏まえ、令和９年１月末に令和８年度の改版標準仕様書を発出する予定である。（事務局）

○ 第２回研究会の議事次第案について、資料３のＰ３にて説明する。
第２回研究会では、第２回ワーキングチーム及び第２回ベンダー分科会の討議結果を確認した後、標準仕様書の改定案及び意見照会の実施方針を確認し、第２回研究会以降の進め方についても確認する予定である。（事務局）

○ 参考資料２として、記載内容を正しい内容へ訂正する項目の一覧を提示している。内容はいずれも誤記等の訂正であり、仕様の変更ではないため、本日の会議において個別に取り上げて討議することは想定していない。参考資料２の内容を標準仕様書の改定案へ反映した上で、第２回研究会に提示する予定である。構成員において内容を確認し、意見等がある場合は別途事務局へ連絡いただきたい。また、参考資料２のリード文に記載した「誤記の訂正及び実装区分の変更」のうち、「実装区分の変更」は誤植であるため削除する。（事務局）

○ 今後のスケジュール及び予定について構成員へ意見及び確認事項を伺ったが、特段の意見はなかったため、事務局から提示したスケジュール及び進め方に沿って対応を進める。
（事務局）

３．閉会

○ 本日の議事については、議事進行の都合上、各議事の途中では発言を希望する構成員から意見を伺う形で進行したため、最後に名簿順で追加の意見等を伺いたい。（事務局）

○ 特に意見等はない。（構成員）

○ 特に意見等はない。（構成員）

○ 特に意見等はない。（構成員）

○ 特に意見等はない。（構成員）

○ 参考資料１に記載されたヒアリング結果について、事務局が提示した案件以外にも各事業者から希望する要件が記載されているが、これらについて今後議論する予定はないのか確認したい。（構成員）

○ 参考資料１のＰ29 に記載した追加のヒアリング結果について、本日の会議では個別に取り上げた事項はなかった。また、ヒアリングで寄せられた意見のうち、構成員へ示していない内容もあったため、寄せられた意見を示した上で、事務局として追加で議論する事項はない旨が明確に伝わる形で説明する。（事務局）

○ 承知した。（構成員）

○ 特に意見等はない。（構成員）

○ 本日の議論を踏まえ、修正が必要な資料については、改めて修正版を提示する。また、本日の議事概要については、後日、事務局から構成員へ連絡する。まずは各構成員の発言内容を中心に確認を依頼し、その後、全体版を最終版として確認いただく予定である。第２回研究会等に向けた検討を進める中で、追加で個別に確認を依頼する場合があるため、引き続きよろしくお願い申し上げる。本日の議論は以上とし、これをもって閉会する。（事務局）

以上